法務省保総第３４１号
令和３年１１月８日

山　中　理　司　様

法務大臣　古　川　禎　久
（公　印　省　略）

審査請求に係る裁決書謄本の送付について

令和３年２月２２日付けでなされた審査請求について，別添のとおり裁決書謄本を送付します。

法務省保総第３４０号

裁　　決　　書

審査請求人
住　　所　大阪府大阪市北区西天満４丁目７番３号
冠山ビル３階　林弘法律事務所
氏　　名　山　中　理　司

上記審査請求人から令和３年２月２２日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第９条の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る審査請求について，次のとおり裁決する。

主　　　文

本件審査請求を棄却する。

事　案　の　概　要

審査請求人は，法第４条第１項の規定に基づき，令和２年１２月２１日付け（同月２３日受領）行政文書開示請求書により，法務大臣（以下「処分庁」という。）に対し，「令和元年の御即位恩赦に際して，公職選挙法違反及び性犯罪の恩赦は一律に認めないことを決定した際の文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行ったが，これに対し，処分庁は，令和３年２月１８日付け法務省保総第３８号行政文書不開示決定通知書により，本件対象文書を保有していないことを理由として不開示とする決定（以下「原処分」という。）を行ったところ，審査請求人は，審査請求書において，原処分を取り消すよう求めているものである。

不　服　の　要　旨

１　審査請求の趣旨

法第３条の規定に基づく開示請求に対し，処分庁が行った原処分について，取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

(1)　審査請求書

①即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の運用について（令和元年１０月２２日付けの法務省刑事局長，矯正局長及び保護局長の依命通達），及び②即位の礼に当たり行う特別恩赦基準に関する解説の送付について（令和元年１０月２２日付けの法務省保護局総務課長の通知）からすれば，公職選挙法違反及び性犯罪の恩赦が認められるかどうかはケースバイケースとなるはずであるにもかかわらず，これらの恩赦が一切認められなかったことからすれば，本件対象文書は存在するといえる。

(2)　意見書

平成時代の特別基準恩赦の主たる対象は公職選挙法違反であったことからすれば，中央更生保護審査会（以下「中更審」という。）が恩赦上申事件ごとに個別に恩赦が相当か否かを議決した場合，同法違反の恩赦が一律に否定されることなどあり得ないことから，本件対象文書は存在するといえる。

裁決の理由

1　原処分の妥当性について

(1) 処分庁の説明の要旨

ア　中更審は，令和元年の即位の礼に当たり行われた特別基準恩赦（以下「本件特別基準恩赦」という。）を含めた個別恩赦の審理に当たっては，独立，中立の立場から，法令に基づき，恩赦上申事件ごとに，審査対象者の性格，行状，違法行為をするおそれ，社会の感情その他の事項について調査，検討を行った上で，恩赦が相当か否かを議決し，恩赦相当と議決したときは法務大臣に対して恩赦の実施を申し出ている。

そのため，法務省本省が，本件特別基準恩赦につき，中更審の議事や議決の方向性を定める内容である本件対象文書を作成，取得，保有する必要性はなく，それらをしていない。

イ　なお，本件特別基準恩赦において，公職選挙法を含む選挙事犯や性犯罪につき恩赦が認められなかったことは，飽くまで恩赦上申事件ごとに出された議決の総体的な結果であり，本件対象文書が存在する根拠にはならない。

また，本件特別基準恩赦及び平成の期間に行われた３回の特別基準恩赦とでは，恩赦の種類，刑事事件数，社会情勢等が異なっており，後者の３回の恩赦において公職選挙法違反者に対する恩赦が行われたことも，上記根拠にはならない。

(2) 検討

本件特別基準恩赦を含む個別恩赦の審理状況等からして，法務省本省が本件対象文書を作成，取得，保有する必要性はなく，それらはしていない旨の上記(1)アの処分庁の説明は，更生保護法，恩赦法等の規定に照らしても，不自然，不合理な点は認められない。

また，本件特別基準恩赦では選挙事犯及び性犯罪につき恩赦が認められなかったことや，過去の特別基準恩赦では公職選挙法違反者に対する恩赦が認められたことは，本件対象文書が存在する根拠にはならない旨の上記(1)イの処分庁の説明も，不自然，不合理な点は認められない。

したがって，法務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

2　結論

以上のことから，原処分は妥当であると判断した。

なお，情報公開・個人情報保護審査会の答申においても，本裁決と同旨の判断が示されている。

よって，主文のとおり裁決する。

※　この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には，行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により，この裁決があったことを知った日から６か月以内に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第１２条第４項に

規定する特定管轄裁判所に，この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお，この裁決があったことを知った日から６か月以内であっても，裁決の日から１年を経過した場合には，この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

令和３年１１月８日

法務大臣　古　川　禎　久

この写しは，原本と相違ないことを証明する。
令和３年１１月８日

法務省保護局総務課長　押　切　久　遠